

提案書作成要領

1 提案書の内容

別紙1「下関市上下水道局熊野配水場マイクロ水力発電事業仕様書」を参照の上、以下の内容で作成すること。

(1) 事業実施方針及び体制

- ア 事業実施方針及び設計、工事及び維持管理における実施体制の提案
- イ 配置予定技術者（設計）の提案（氏名、職名、マイクロ水力発電設備の設計の実績及び資格を記載し、経歴書、技術者の雇用を証明する書類（健康保険証の写し等）及び保有資格者証の写しの提出）
- ウ 配置予定技術者（工事）の提案（氏名、職名、マイクロ水力発電設備の施工管理の実績及び資格を記載し、経歴書、技術者の雇用を証明する書類（健康保険証の写し等）及び保有資格者証の写しの提出）
- エ 設計、工事及び維持管理等における市内業者の活用についての提案

(2) 事業計画－工程計画

設計、施工、発電及び運営までの具体的な実施工程の提案

(3) 事業計画－発電設備・設計

- ア 施設能力に対する発電規模の提案
- イ 配水場運用に支障がない施工方法の提案
- ウ 水道水の水質に配慮する提案
- エ 設備の耐震性に関する提案
- オ 設備が故障した場合に関する提案

(4) 事業計画－維持管理・緊急時対応

- ア 事業期間内における設備の維持管理に関する提案
- イ 設備に異常が発生した場合に関する緊急時の対応に関する提案

(5) 事業計画－水運用方法

- ア 設備の具体的な運用方法に関する提案
- イ 水量の変化への対応に関する提案
- ウ 水撃作用（ウォーターハンマー）対策に関する提案

(6) 事業計画－収支計画

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」による「再生可能エネルギー固定価格買取制度」（以下「FIT」という。）を利用した売電収入、売電に係るインシヤルコスト並びにランニングコスト及び事業者自身の利益や下関市上下水道局に支払う費用等について、具体的な計画の提案

(7) 実績

過去に水道施設内の管路にマイクロ水力発電設備（100kW以下）を設置、維持管理及びFITに基づき、電気事業者に売電した実績を記載すること。記載は最大5件までとする。また、実績を証明するものとして、契約書、仕様書及びFITに基づ

き、電気事業者に売電した実績が確認できる書類の写し等を提出すること。

(8) 環境性

年間発電電力量及び温室効果ガス排出削減量について提案すること。提案について、以下の点に留意すること。

ア マイクロ水力発電における年間発電電力量(kWh)を記載すること。

イ 温室効果ガス排出削減量は、水力発電における1年間の総量を算出し記載すること。

ウ 電力の二酸化炭素排出量係数は「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」(環境省)にて示されている「電気事業者別排出係数一覧(令和6年提出用)」の代替値にある $0.429 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ を使用すること。

エ 計算根拠資料を添付すること。

(9) 経済性

契約単価の提案について、以下の点に留意すること。

ア 単価は事業期間中一定とすること。

イ 発電電力量1kWh当たりの単価を10銭単位(消費税及び地方消費税を除く10銭単位)の価格で提案すること。

ウ 工事範囲に応じて、FITの中小水力発電の新設区分(リプレース)又は既設導水路活用型区分を利用する提案とすること。

エ 単価の計算根拠資料を添付すること。

2 提案書作成についての留意事項

(1) 業者が特定できる要素の記載については禁止とする(企業名・ロゴ等の記載)。

(2) 用紙サイズは、A4縦又は横形式とする。

(3) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すること。

(4) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

(5) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

(7) 表紙をつけ、表題を記載すること。

(8) 提案書は、「1 提案書の内容」の項目に沿って記載すること。

(9) 提出できる提案書は、1参加申請者につき1提案書までとし、1提案書の中に複数パターンの提案が含まれる提案書は認めない。